平成２３年（再イ）第１５１号
千葉県野田市山崎貝塚町６番地の９
再生債務者　久瀬　裕一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月30日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（再イ）第１３２７号
東京都練馬区大泉町１―15―７
再生債務者　高橋　達夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第７６号
岡山市南区築港新町１丁目11番５号
再生債務者　村川　正倫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月３日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第８１号
兵庫県伊丹市池尻６丁目187番地　ファミール池尻201号
再生債務者　東口　則之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月２日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（再イ）第５５号
熊本県阿蘇郡西原村大字小森3453番地14
再生債務者　菊池栄治郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月３日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（再イ）第５０６号
北海道千歳市柏陽１丁目６番地の12
再生債務者　高田　　学
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月３日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第５２２号
札幌市豊平区美園８条８丁目３番17号　メイプルパーク207号
再生債務者　石井美貴子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月３日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第７号
秋田県能代市落合字下谷地205番地
再生債務者　中村　浩三
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月３日　秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（再イ）第４３号
富山県中新川郡立山町芦峅寺52番地
再生債務者　佐伯　芳雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月３日　富山地方裁判所

平成２３年（再イ）第４６号
福井県坂井市春江町江留上日の出６番地33
再生債務者　寺島　光徳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月３日　福井地方裁判所

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第22号

八千代都市計画事業西八千代北部特定土地区画整理審議会委員選挙の選挙期日を平成24年７月22日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定に基づき、公告する。

また、この選挙についての選挙人名簿を、下記のとおり縦覧に供するので、同令第21条第２項において準用する同令第３条の規定に基づき、公告する。

平成24年４月17日

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部　本部長　安達　哲郎

記

1　縦覧開始の日　平成24年５月15日（縦覧期間２週間）
2　縦覧時間　午前９時15分から午後５時40分まで
3　縦覧場所　八千代市緑ヶ丘１―1120―３番地東葉高速鉄道㈱本社ビル独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部千葉中部開発事務所

地方公務員共済組合連合会公告

平成24年度事業計画及び予算の要旨

地方公務員共済組合連合会定款第25条の規定に基づき平成24年度事業計画及び予算の要旨を公告する。

平成24年４月17日

地方公務員共済組合連合会
理事長　板倉　敏和

経理単位名	概　　要
総　　括	1　連合会を組織する組合の数及び組合員の数 ⑴　組　合　の　数　　64組合 ⑵　組 合 員 の 数　　2,835千人 2　連合会の役員及び職員の数 ⑴　役　　員　理事長１人、理事８人、監事３人　計12人 ⑵　職　　員　52人
長期給付経理	収支の予定 1　収入　　195,607,934千円 ア　地方公務員等共済組合法施行規則（以下「施行規則」という。）第11条の８第１項の規定に基づき組合から払い込まれる組合払込金は見込まないものとする。 イ　厚生年金保険法施行令第８条の14の規定に基づき、年金特別会計から還付を受ける年金保険者拠出金還付金1,662,641千円を見込むものとする。 ウ　国家公務員共済組合法第102条の２及び第102条の３の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会より拠出を受ける財政調整拠出金受入金51,301,485千円を見込むものとする。 エ　資金の運用による利息及び配当金142,643,808千円を見込むものとする。 2　支出　　10,885,782千円 ア　厚生年金保険法附則第18条の規定に基づき、年金特別会計に対して納付する年金保険者拠出金4,023,582千円を見込むものとする。 イ　地方公務員等共済組合法第116条の２及び第116条の３の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会に対して拠出する財政調整拠出金は見込まないものとする。 ウ　施行規則第11条の５の２の規定に基づく業務経理への繰入金718,200千円を見込むものとする。 エ　施行規則第11条の11の規定に基づき、長期給付に要する資金が不足すると認められる組合に対する組合交付金6,144,000千円を見込むものとする。